

## 第四回 昭和戦前と『昭和天皇独白録』

今回のテーマは昭和戦前と『昭和天皇独白録』（平成三年三月、文藝春秋社、以下『独白録』）です。昭和天皇の「独白」ですから、詔勅とは異なります。しかし『独白録』が大変に史料価値の高いものであることは、間違いないと思います。

昭和戦前から被占領期は、実に複雑な時代だったと言えると思います。敗戦となり、我が国はGHQに占領され、彼らにより様々なものが否定されました。帝国憲法は改正され、教育勅語は排除となりました。また「大東亜戦争」「八紘一宇」という用語の使用が禁止され、文部省『国体の本義』『臣民の道』はその頒布を禁止されました。

敗戦までの昭和の時代には、象徴的な政治事件がいくつかありましたが、それらと帝国憲法はどのような関係だったのか。そして被占領下で否定・排除された、先ほどあげた様々なもの、その相互の関係とはどのようなものだったのか。やはり検証してみる必要があると思います。実はこれらも、詔勅の解釈に深い関係があるのです。

### （昭和五年、倫敦会議・帷幄上奏問題）

昭和五年、日本・米國・英國そしてフランス・イタリアの五か国の間で、海軍の補助艦保有量の制限に関する会議が開催されました。いわゆるロンドン海軍軍縮会議です。これについて、『独白録』から要約します。

海軍の末次信正軍令部次長は「ご進講の際、政府の意向と異なる軍縮反対の意見を述べました。この件はのちに末次から加藤寛治軍令部長へ報告されたのですが、軍令部の意見が図らずも天聴に達したので、加藤は直接天皇に辞表を提出しました。海軍大臣を經由しないこの行為は「間違っている」と天皇は断言されています。それで天皇は辞表を財部彪海軍大臣へ下げましたが、財部は天皇にたいし、「辞表はどうか出さなかつた事にして頂き度い」と述べました。

「当時海軍省と軍令部と意見が相反してゐたので、財部としてはこの際断然軍令部長を更迭して終へばよかつたのを、ぐづぐづしてゐたから事が紛糾したのである」（『独白録』二七頁）

統帥権干犯論をもとに軍縮反対を主張する勢力、天皇がこれに対して否定的だったことが読みとれます。統帥権干犯論が帝国憲法から逸脱していたということは、伊藤博文『憲法義解』や美濃部達吉『憲法撮要』に明らかだと思えます（問1）。

### （昭和十年、天皇機関説と天皇現神説）

昭和七年には上海事件、いわゆる第一次上海事変がありました。そして昭和十年の天皇機関説事件です。

「齋藤内閣当時、天皇機関説が世間の問題となった。私は国家を人体に譬へ、天皇は脳髓

であり、機関と云ふ代りに器官と云ふ文字を用ふれば、我が国体との関係は少しも差支へないではないかと本庄武官長に話して真崎に伝へさせた事がある。真崎はそれで判ったと云ったそうである。

又現神の問題であるが、本庄だったか、宇佐美だったか、私を神だと云ふから、私は普通の人間と人体の構造がおなじだから神ではない。そういふ事を云はれては迷惑だと云った事がある」(同、三一頁)

まず、明確な天皇機関説擁護といつてもよいと思います。どう読んでも昭和天皇は天皇機関説排撃のお立場ではありません。また帝国憲法は、その成立に関する著作によれば、いわゆる天皇機関説がその基礎にあると考えないわけには行きません(問2)。この天皇機関説論争については、第一〇回でまた出てきますが、昭和戦前の大きなポイントだと思います。

そして現神、あきつみかみ、現御神の問題です。戦前の天皇は神だったという話です。しかし昭和天皇は明確に天皇現御神論を否定されてきました。第三回の「即位の宣命と「人間宣言」」で詳しくお話ししたように、国典に天皇＝現御神はありません。必ず「現御神止」と用いられ、その意味は「しろしめす」の副詞です。繰り返しますが、木下道雄は「近代に至って言葉の乱れが生じ、前述のように、現御神と天皇とを混同して考えるようになり…」(前掲『宮中見聞録』、二二六頁)と記しています。

それでもなお昭和二十一年元旦の「新日本建設に関する詔書」を、未だに「人間宣言」と称しているのが我が国の実態です。「即位の宣命」が正しく解釈されていない証拠です。そして問題は、国家の要人たちが帝国憲法下において、これをどう考えていたかということです。

竹山道雄は帝国憲法下の天皇を、「機関説的天皇制」そして「統帥権的天皇制」と名付けました(『昭和の精神史』講談社学術文庫、五一頁)。前者は「旧来の元老・重臣・政党・財閥・官僚・軍閥のヒエルアルヒー」による「天皇制」であり、これは汚職をしたり軍縮をしたりした(同)と語っています。後者については、「君万民の軍国的社会主義体制であり、これは社会的不正を攻撃したり外地侵略をしたりした(同)」と説明しました。これは「極限概念」としてますから、単純化したものだと思います。ただ昭和三十年に発表され、翌年に出版された『昭和の精神史』は、当時の知識人の帝国憲法そして昭和戦前に対する見方がよく表現されている、そう考えてよいと思います。

## (二・二六事件)

昭和十一年二月二十六日、青年将校らによるクーデターが起きました。斎藤実内大臣や高橋是清蔵相そして岡田啓介首相の秘書だった松尾伝蔵、教育総監の渡辺錠太郎が犠牲となりました。

ところで、著名なコラムニストだった山本夏彦に「教育総監渡辺錠太郎」があります。

「なぜ教育総監渡辺錠太郎は殺されたか、紙幅が尽きたから言えないと某大雑誌に書いたら、驚くべし渡辺氏の子孫から自分もよく知らない、教えてくれと電話があった」(『世間知らずの高枕』新潮文庫、三〇三頁)

この謎を解くのは、二・二六事件の主犯格の一人、磯部浅一のコメントです。

「渡邊は同志将校を弾圧したばかりでなく、三長官の一人として、吾人の行動に反対して弾圧しさうな人物の筆頭だ。天皇機関説の軍部に於ける本尊だ」

これは岡田貞寛『父と私の二・二六事件』に引用された、磯部の「行動記」にあるものです。山本夏彦も記していますが、渡辺錠太郎は天皇機関説に対して肯定的だったといつてよいと思います。このことを以ってしても、二・二六事件は天皇機関説排撃もその基礎にあったと考えて妥当です。

#### (国体明徴運動と文部省『国体の本義』)

昭和十年の天皇機関説排撃はその後、国体明徴運動となりました。結局、岡田内閣は二度にわたって「国体明徴声明」を発し、天皇機関説を否定・排除せざるを得ませんでした。その延長線上で発行されたのが、昭和十二年の文部省『国体の本義』です。つまり、天皇機関説排撃・国体明徴運動・二・二六事件・文部省『国体の本義』は順接の関係です。

さて、そこで文部省『国体の本義』です。

「かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまにまに我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神(明神)或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである」(文部省『国体の本義』昭和十二年三月、一三三頁)

これは天皇Ⅱ現御神と解釈するしかありません。ただ、たしかに次のような文章もありますから、『国体の本義』の現御神観はやや複雑です。

「天皇は、外国の所謂元首・君主・主権者・統治権者たるに止まらせられる御方ではなく、現御神として肇国以来の大義に随つて、この国をしるしめし給ふのであつて、第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである」(同、一三三頁)

しかしこの帝国憲法第三条は、いわゆる天皇無答責条項だとされています。衆議院の憲法調査会による資料には、帝国憲法のほか、デンマーク・ベルギー・オランダなど八か国の、国王の「無答責」や「不可侵」規定を紹介しています。内閣や大臣がその責を負う、ということです(問)。ごく一般的なことですし、これで天皇Ⅱ現御神の根拠にはなり得ません。そして、そもそも第三回でお話した、国典の「現御神止」に一言も触れていない

のが、天皇<sup>II</sup>現御神と誤解した証拠であることは明らかです。

さらに文部省『国体の本義』には致命的な誤解と思われる文章があります。

「我等が世界に貢献することは、たゞ日本人たるの道を弥々發揮することによつてのみなされる。国民は、国家の大本としての不易な国体と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道とによつて、維れ新たなる日本を益々生成發展せしめ、以て弥々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ、我等国民の使命である」(同、一五六頁)

この「古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道」の「中外」は、教育勅語のそれを誤解したと考えて間違いないと思います。「世界」と教育勅語の「中外」は関係ありません。第二回でお話ししたとおりです。整理をすると、文部省『国体の本義』は「即位の宣命」と教育勅語を曲解して綴られた文章、そう断言してよいと思います。

### (支那事変から三国同盟まで)

さて昭和十二年の七月、支那事変が起こります。

「私は威嚇すると同時に平和論を出せと云ふ事を、常に云つてゐたが、参謀本部は之に賛成するが、陸軍省は反対する。多分軍務局であらう。妥協の機会をここでも取り逃がした」(『独白録』二七頁)

先ほど昭和五年のところで、統帥権についてお話ししました。これを読むと現実に統帥権を行使していたのが誰だったのか、わからなくなります。このあと、日支関係が泥沼化したことは、歴史の示す通りです。

そして三国同盟です。

「又この問題に付ては私は陸軍大臣とも衝突した。私は板垣に、同盟論は撤回せよと云つた処、彼はそれでは辞表を出すと云ふ、彼がゐなくなると益々陸軍の統制がとれなくなるので遂にその儘となつた」(同、四三頁)

三国同盟は当初、反英米かつ反ソだと考えられました。しかしのちに独ソ不可侵条約が締結されて、反英米かつ親ソになりました。平沼騏一郎総理大臣が「歐洲の天地は複雑怪奇」という声明を残して退陣したのは、こういった事情がありました。

帝国憲法において、条約の締結は天皇の大権とされていました。陸軍はここでも憲法から逸脱した姿勢をとつたと言わざるを得ません。

昭和十三年、近衛内閣は「国民政府を對手とせず」としていわゆる泥沼の「日中戦争」にのめり込んで行きます。そして翌十四年にはノモンハン事件。昭和十五年には第二次近衛内閣で「基本国策要項」。それは「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ」というものでした。第一回で述べましたが、教育勅語「中外」の曲解がエンジンとなつて、「八紘一字」は『日本書紀』の原文とは異な

った意味として用いられました。

この「基本国策要項」の年に日独伊三国同盟が締結されました。ところで、翌年に締結した日ソ中立条約を考えますと、さっきの話に戻りますが、締結された三国同盟は「反英米・親ソ」が確認できると思います。

『独白録』をもう一度見てみます。「米内内閣と陸軍」です。

「日独同盟論を抑へる意味で米内を総理大臣に任命した」(『独白録』、四九頁)

しかし陸海軍間の問題から、米内内閣は倒されました。畑俊六陸相が陸軍の総意から辞表を提出し、その後、軍部大臣現役制において陸軍が大臣を出さなかったからです。軍人が政治に深く関与するとうなるというパターンとなりました。

「三国同盟は十五年九月に成立したが、その後十六年十二月、日米開戦后出来た三国単独不講和確約は結果から見れば終始日本に害をなしたと思ふ」(同、五三頁)

この日独伊単独不講和協定は日米開戦の三日後、昭和十六年十二月十一日に締結されたものですが、ホントに害だったことは、その後の歴史に明らかです。また三国同盟については、陸軍のみならず、結果として及川古志郎海軍大臣も賛成しました(同、五一頁)。

#### (南部仏印進駐と対米開戦)

そして昭和十六年の南部仏印進駐で対米開戦はほぼ確実となりました。昭和十六年七月三十日の新聞によれば日仏共同防衛議定書に調印とあります。二十九日に在ヴィシー加藤外松駐仏大使とダルラン仏副首相兼外相との間で署名捺印・即日発効となりました。この議定書の調印には、独仏の事情も関係していたと思います。

我が国の南部仏印進駐から対日経済封鎖となつて、結局は対米戦争、連合国との戦争に至りました。これはどう考えても欧米諸国をアジアから追い出し、日本がその盟主足らんとする戦略ですから、大戦争となるのは避けられなかったと思います。

そうして昭和十六年十二月八日、対米開戦となりました。当時、もつとも多く石油を輸入していた米国を敵とするのですから、あとは皆さんご存知の通りです。

#### (昭和戦前と帝国憲法)

さて、昭和戦前の政治的出来事と帝国憲法は、どのような関係だったでしょうか。まず統帥権干犯論は帝国憲法を逸脱したものでした。したがってロンドン海軍軍縮会議に反対して起こした五・一五事件も、やはり帝国憲法の逸脱です。

天皇機関説排撃と二・二六事件も帝国憲法に反する事件です。さらに、天皇現御神論の文部省『国体の本義』も同様です。天皇現御神論は帝国憲法にありません。『国体の本義』にはこのほか、天皇御親政論もありました。その表現はややあいまいですが、天皇制絶対主義という意味の天皇御親政論は帝国憲法にありません。文部省『国体の本義』は少なくとも天皇現御神論と天皇御親政論で帝国憲法から逸脱していました。

いまこれらを整理すると、統帥権干犯論・五・一五事件、天皇機関説排撃と二・二六事

件、そして国体明徴運動と文部省『国体の本義』は帝国憲法から逸脱していた、こう言うてよいと思います。まさに昭和戦前は帝国憲法蹂躪の時代だったと考えるしかありません。そして最も重要なことは、一連の事柄の総集編ともいふべき文部省『国体の本義』の内容です。

米国でもそうですが、我が国の論者も「教育勅語の再解釈」が文部省『国体の本義』だと考えてきました。帝国憲法と教育勅語には井上毅が深く関与したこともその理由ですが、この二つは順接の関係です。いずれにも天皇現御神論や天皇御親政論はありません。しかし統帥権干犯論・五・一五事件、天皇機関説排撃と二・二六事件、そして国体明徴運動と文部省『国体の本義』とは逆説の関係です（問3）。我が国の昭和戦前や被占領期を考える上で、これは大変重要なことだと思います。またいわゆる皇国史観とは、この天皇現御神論と天皇御親政論を基礎とする思想、こう考えて妥当かと思えます。

### （昭和精神史の核心）

終戦から今日まで、我が国では昭和戦前の精神史を客観的に検証してこなかった、あるいは検証して有効な成果が得られなかった。この影響は小さくありません。

たとえば第三回でお話した「人間宣言」についてです。「人間宣言」から、戦前の天皇は「神」だったとする謬論が未だに無くなりません。この誤った認識について、国典を、つまり「即位の宣命」を曲解したことが原因だとする昭和史分析もありません。

また教育勅語「中外」の曲解です。これがエンジンとなって八紘一字は「世界統一」となり、「皇道を四海に宣布」まで発展しました。それらは米国などが日本の「世界征服思想」と断定する根拠にまでありました。これも未だに変わっていません。そして第二回「靖国神社と教育勅語」でお話した通り、靖国神社問題は教育勅語の解釈問題といっても過言ではありません。神道指令にある国家神道は教育勅語の曲解が基となっています。

これまでは昭和の精神史を語って、「統帥権的天皇制」「機関説的天皇制」あるいは「顕教」「密教」などと説明されてきました。こういった表現もそれなりの説得力はあったと思います。しかしこれらは大日本帝国憲法下の国家体制を、文学的なレトリックで表現したに過ぎないのではないかと思います。昭和の精神史に特徴的なくつかの表現。それらの生成過程や普及の推進力は特定されていません。歴史的検証の可能な、客観的で根拠のある分析にはなっていません。

たとえば戦前戦中は「神憑りの表現」が多かったとされています。ではその表現はどこからのものか。昭和戦前になって新たに「神憑りの語句」が造語されたわけではありません。

「畏くも日本天皇は、皇祖皇宗の大詔に明なる如く、養正（正義）、重暉（ちようき）（明智）、積慶（せつけい）（仁慈）を三綱とする、八紘一字の文字により表現せらるる皇謨（こうぼ）に基き、地球上のあらゆる人類は其の分に従ひ、其の郷土に於て、その生を享有せ

しめ、以て恒久的世界平和の確立を唯一念願さらるるに外ならず」

これは靖国神社の遊就館にある、市丸海軍少将による「ルーズベルトに与ふる書」です。市丸少将は「八紘一字」を造語したといわれる田中智学の国柱会に所属していました。実はこれとほぼ同じ文章が、田中智学『明治天皇勅教ものがたり』に記されています(問4)。そして「養正」以下は『日本書紀』『神武天皇紀』にあるものです。この『明治天皇勅教ものがたり』にある「中外」の解説も誤っていますから、八紘一字が拡大解釈されて、以上のような文章になったのだと考えられます。

昭和戦前から被占領期の我が国は、詔勅の曲解を度外視して語ることはできません。しかし日本国憲法のせい、詔勅を研究する人は今や稀になりました。少なくとも教育勅語の「樹徳深厚」と「中外」の曲解を分析したのは、拙著がはじめてかと思えます。拙著の出版まで、すでに教育勅語が渙発されてから一世紀以上が経っていました。残念ながら今日でも、教育勅語の曲解で明治天皇を貶め、いわゆる「人間宣言」で昭和天皇を誤解しています。昭和戦前と帝国憲法を『昭和天皇独白録』から振り返ってみたのは、その見直しを願うことからです。

#### 【質疑応答】

問1 そもそも統帥権干犯論とはどのようなことですか。

回答 まず、帝国憲法の関連条文を見てみましょう。

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

この第十一条について、伊藤博文『憲法義解』は次のように解説しています、

「天武天皇兵政官長(つはもののかさのみ)を置き、文武天皇大に軍令を修め、三軍を総ぶるごとに大將軍一人あり。大將の出征には必節刀を授く。兵馬の権は仍朝廷に在り。其の後兵柄(へいへい)一たび武門に帰して政綱従て衰へたり」

明治維新があつて西南の役がありました。帝国憲法の施行はそのわずか十数年後です。軍隊というものの統帥権が天皇になれば、何が起るかわかりません。帝国憲法が制定された時代の状況からすると、この第十一条は当然のことだと思えます。また昭和十一年の二・二六事件。これを統帥大権をもつ昭和天皇が鎮圧された事実も、たいへん重要です。

美濃部達吉はこの第十二条について、「本条の大権は統帥権の外に在る」(『逐条 憲法精義』二六二頁)としています。また「但し内部的編成に付いては軍令を以て定め得べきことは前

条に述べた通りである」(同)と付け加えています。美濃部達吉は『憲法撮要』においても次のように記しています。

「陸海軍は国家の設くる施設にして、国家が幾何の兵力量を必要とするか、如何に之を編成するかは、外交、財政、内治の総ての点を考慮して国家の決すべき所に係り、陸海軍自身に於て自ら決すべき所に非ざればなり。

(中略)

軍の編成に付ても経費の支出を要する限度に於ては予算を以て議会の協賛を得ることを要するは官制に於けると同じ」(二三一頁)

この第十一条と第十二条がそれぞれ別に定められたことを考えれば、美濃部の見解が妥当であると思われず。またこの件に関し、稲田正次『明治憲法成立史 下』には義解稿本というものが引用されています。

「兵制は元首の執る所の特別の大権たり但し其の需要に於ける予算の方法及大臣の責任は固より他の行政の事務に例し異なることなかるべきなり」(八三四頁)

やはり美濃部の説明と同じ意味だと思います。

さらに第十三条については、『憲法義解』にこうあります。

「今日国際法に於て、慶弔の親書を除く外、各国交際条約の事総て皆執政大臣を経由するは列国の是認する所なり。本条の掲ぐる所は専ら議会の関渉に由らずして天皇其の大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂ふなり」

これらからしても、やはり統帥権干犯論は帝国憲法の曲解、そう判断してよいと思いません。

問2・a 帝国憲法は天皇機関説だった、これはどういう根拠からですか。

回答 天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説に基づくもので、君主は国家の外か内かという問題でもありました。帝国憲法はプロイセン憲法などの影響を強く受けていると言われています。伊藤博文の考え方を示す次の文章にもそれは明らかです。

尾佐竹猛『日本憲政史の研究』(二元社、昭和十八年、三三二頁)

「『伊藤博文秘書類纂』「法制」の部に左の資料が採録せられて居る。それは「君主及ヒ国会ノ法律上ノ地位」と題する一篇である。これは、伊藤が欧羅巴で聴いた講義の一部だるか、またはロエスエルなどの意見であらう。

「現時の国法に於ては君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらずして国家の機関となれり(1) 君主は国家の機関にして国家の為に活動すべしとの思想は既にフリードリヒ大王の有名なる「君主は人民を支配する所の専制君主にあらず国家の最高機関たり」との語に於て発表せられたり而して君主は国家に於て卓越の地位を有し且つ国権を掌握せり凡そ君主の有する権利は国有の特権なり又君主は万般の国権を一身



に総攬す此原則は旧独逸連邦の法律に於て明言せられ又此法律に基きて起りたる独逸法の大部に於て之を明言せり」(原文はカタカナ表記)

(中略)

この説はどの程度迄伊藤の頭に這入ったかは疑問であるが、兎も角、機関説輸入の最も早き一人として伊藤を数ふことが出来る。」

帝国憲法の解説書である伊藤博文『憲法義解』には、機関という用語が少なくとも十回は用いられています。また帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」などを、天皇機関説の表現ととらえて問題はないと思います。

問2・b 統帥権干犯論は帝国憲法に反するものだった。加えて憲法は天皇機関説だった。では、なぜそれを排撃することになったのでしょうか。

回答 そのあたりはもつと研究されるべきテーマだと思いますが、有効な成果はまだ見当たりません。たとえば金子堅太郎です。彼は帝国憲法の草案作成に加わりました。また英国の保守主義者・エドモンド・バークを『政治論略』で紹介しました。そのことから八木秀次『明治憲法思想』などは、「明治のバーク・金子堅太郎」(二二〇頁)と記して高く評価しています。

たしかに明治の金子堅太郎はそうかもしれませんが、ただ、第二回の「靖国神社と教育勅語」でも述べましたが、彼は教育勅語を誤って解釈しました。そしてさらなる問題は統帥権干犯問題と天皇機関説問題における彼の姿勢です。

金子堅太郎「統帥権と帷幄上奏」(『現代史資料5』みすず書房、一九六五、八一七頁)

「憲法第十一条は大元帥として陸海の軍を統帥するものにして同第十二条は天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定むとあれども是は国務にして政府に於て定むべきものとの説に左右せられたるが如し是れ全く憲法を誤解したるより生じたる議論なり」

この金子の昭和五年における見解は、先ほどご説明した「義解稿本」の「兵制は元首の執る所の特別の大権たり但し其の需要に於ける予算の方法及大臣の責任は固より他の行政の事務に例し異なることなかるべきなり」と明らかに異なります。稲田正次『明治憲法成立史 下』によれば、これは明治二十二年一月二十九日に開催された第三審會議に提出されたものです。それゆえ、井上毅の見解と同じものと考えてよいと思います。

「而して其の規定及従来の慣例に依れば兵力量に関する件は部長の帷幄上奏に依り陛下の御親裁ありたる後内閣総理大臣に御沙汰ありて政府に於て決定すべきものにあらざるなり」

(同八二〇頁)

この考え方では、軍令部長がすべてを牛耳ることになりかねません。これに天皇不親政が重なれば、いわゆる軍部の権限に制限はなくなり、憲法の理念である立憲君主制は実現できません。

さて、天皇機関説排撃における金子堅太郎です。「天皇機関説排撃」『金子堅太郎自叙伝』第二集 から引用します。

「余は政府の当局者に対し、勅令を以て確定したる大学令第一条帝国大学は国家須要の学術を教授云々の明文を示し、天皇機関説を承認せば警察官も或る意味に於て国家の機関である故に天皇と警察官とを同一視あるの嫌あるにあらざや、然らば天皇機関説は日本の国家に須要ならざるのみならず、天皇の大権を干犯するものではないか、是れ明らかに日本の国体に背き皇室の尊厳を汚し奉るものである」(二二二頁)

これはすでに述べたように、『憲法義解』とは異なる見解です。金子堅太郎がこの見解であったこと自体は、個人の考え方であり、金子における帝国憲法の解釈を示している、ただそれだけのこともしれません。

しかし昭和十年四月一日、金子堅太郎は加藤大将、海軍軍縮に反対し結果として軍令部長を辞任した加藤寛治ですね、彼に「天皇機関説に付愚見概略」を送付しています。「天皇機関説に陥りたる原因は二ツあり」からはじまる天皇機関説排撃論です。

重要なことは、同じような意見書を岡田啓介首相・松田源治文相に「意見書」として手渡していることです。その内容が「(天皇機関説は) 日本憲法に背反し、国体を根本より顛覆するものなればなり」であったことが、飯田直輝「金子堅太郎と国体明徴問題」『書陵部紀要』第六〇号二二頁に掲載されています。

さらに「七日には同様の「意見書」を林銑十郎陸相・大角岑生海相・真崎甚三郎教育総監にも送付した」(同)とあります。ここまで天皇機関説を排撃する「運動」をしていたことをみれば、昭和の金子堅太郎は、まさしく大罪を犯したといっても過言ではないと思います。

統帥権干犯論や天皇機関説排撃への批判も、むしろありました。しかしそれらの言論は僅かなものに留まりました。天皇機関説排撃から国体明徴運動が盛んになり、岡田首相は昭和十年八月と十月の二度にわたって「国体明徴に関する政府声明」を出さざるを得ない状況となりました。政府として公けに天皇機関説の排撃を表明した、ということなのです。

この流れを考えますと、明治憲法の起草に参加し、日露戦争の講和に功のあった金子堅太郎ですが、昭和においては、それらを帳消しにして余りある負の遺産を残したと思います。こういった金子の言動などが、天皇機関説排撃を推進する力になったことは、否定できないうでしょう。

参考までに『西園寺公と政局』第四巻から引用します。これは西園寺公望の秘書だった

原田熊雄がその談話を記したのですが、金子堅太郎にたいする西園寺の評価は、事実からしてやはり妥当なのではないかと思えます。

「一体、金子とか伊東巳代治とかいふ連中は、憲法制定の場合に直接枢機に参した者ではない。ただ憲法取調に洋行した時に独逸の学者の講義について通訳の任に当ったのは、巳代治一人の功といってもよい。金子の如きは、ただ英語をよくする者が他にいなかったために、いろいろ参考に英書を調べてもらったぐらゐのことで、憲法の制定の時に本当の意味において働かれた功労者は、井上毅の如き人で、或はフランスのボアソナード、或はドイツのグナイスト、この三人が主になってやったのである」(二六〇頁)

また、金子堅太郎だけではありません。平沼騏一郎などもそうでした。

『平沼騏一郎』(歴代総理大臣伝記叢書26 ゆまに書房 三四頁)から引用します。

「上杉慎吉と美濃部達吉と大いに議論を闘はせたことがあった。この時は美濃部が勝った。天皇機関説であるが、当時は誰も怪しまなかった。当時上杉の説は穂積八束の説を祖述したものであった。美濃部は判つてゐない。西洋流で勝つたに過ぎぬ」

これは、帝国憲法がそもそも天皇機関説を基礎にしていたことを無視する見解である、そう考えてよいと思えます。『憲法義解』に多く用いられている「機関」という言葉を見れば、そのことがお分かりになるはずですが。

この件に関して、山縣有朋が平沼騏一郎に使いをしたことが、このあとに続いています。

「山縣公も、平沼の言ふ通りだ。誠に天皇機関説は怪しからぬ、自分もそれで安心したと言つて居られたと云ふことであつた」

「元老は天皇機関説など言下に叱りつけねばならぬが、どう云ふわけで疑を抱かれたのであらうか。斯様に元老と雖も明らかな認識を持つて居られなかった」

つまり平沼騏一郎も山縣有朋も、結局は天皇機関説に反対でした。これは昭和十七年三月三日に口述筆記されたものですが、山縣有朋はすでに大正十一年に他界しています。しかし平沼は、昭和十五年に締結された日独伊三国同盟の前年、総理大臣でした。

要するに、昭和戦前における国家の要人が、帝国憲法に反する天皇機関説排撃論を持っていたという事実です。帝国憲法を正しく解釈していた人たちは、テロに斃れました。くどいようですが、昭和戦前を帝国憲法蹂躪の時代、そう称する意味を、解つていただけると思えます。

問3 | a 昭和戦前における一連の事柄を、大枠で整理するとどうなりますか。

回答 では大胆に、単純化してみます。

## 帝国憲法・教育勅語

ト

「天皇Ⅱ現御神論」「天皇親政論」

＝

統帥権干犯論・五・一五事件

天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」

従来は教育勅語の再論が「国体の本義」だとされてきました。しかし正しくは曲解された教育勅語の再論が文部省「国体の本義」であるとしなければ、それぞれの内容と整合性がありません。昭和史が複雑なのは、この関係が客観的に追究されてこなかったことに原因があると思います。つまりは古い詔勅、その解釈の検証がなされてこなかった、これが最も大きなことだったと思います。

昭和戦前は、まさに帝国憲法蹂躪の時代だったと言っても、過言ではないと思います。

問3―b 憲法蹂躪とのことですが、そうなる必然性が憲法の条文にあったということでしょうか。

回答 そもそも憲法の条文はたいへん簡潔です。それゆえさまざまな解釈も行われます。たとえば帝国憲法第五十五条は「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」です。そしてその二項は「凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」となっています。「国務大臣ノ副署ヲ要ス」から、極論すれば、国務大臣の権限に制限が無いようにも解釈できます。

また軍部大臣現役武官制というのもありました。明治三十三年に山県有朋総理大臣らが定めたとされています。これなども、陸海軍の意が通らなければ大臣を出しませんから、組閣が成立しません。あるいは倒閣も可能です。さきほど、畑俊六陸相が陸軍の総意から辞表を提出し、その後、軍部大臣現役制において陸軍が大臣を出さず、米内内閣が倒れたとお話ししました。行き過ぎた例だと言つていいと思います。

明治の元勳・伊藤博文などがいて、その辺はバランスをとっていたと思いますが、次第に条文が曲解されました。それが憲法蹂躪という意味です。

問4 田中智学のお話がありました。『明治天皇勅教ものがたり』には何が書かれていたのでしょうか。

回答 いま『明治天皇勅教ものがたり』からその部分を引用します。

「既に、皇祖皇宗の御遺訓たる斯道は、その儘「天地の公道」「世界の正義」で、決して日本一国の私の道でない。トいふ義は、元来日本建国の目的が、広く人類全体の絶対平和を築かうために、その基準たる三大綱に依つて「国ヲ肇メ徳ヲ樹テ」られたのである。

即ち天照大神がニニギの尊を日本の主として、天業の王道を布き行はせらるる初めに、「天

壤無窮の神勅」と共に、お授けになつた「鏡」と「璧」と「劍」の三種の神器に象徴された建国の意義を、神武天皇に至つて、それを「積慶」と「重暉」と「養正」の三大綱で明白にされた」（一七頁）

（中略）此三大綱は、建国の基準、国体の原則であつて、彼の自由平等博愛などより、もっと根元的で公明正大な世界的大真理である」（一七頁）

理念的には、市丸海軍少将による「ルーズベルトに与ふる書」とほぼ同じだとみていいのではないでしょうか。大きな影響を受けていたことは、これで十分お分かりいただけるかと思ひます。